

MV-22 オスプレイの名護市東沿岸への墜落事故に関する意見書

去る 12 月 13 日午後 9 時 50 分ごろ、普天間基地所属の MV-22 オスプレイが名護市東沿岸に訓練中の事故で墜落し大破した。MV-22 オスプレイは普天間基地に 24 機が常駐し、昼夜だけでなく、深夜も本市や県内上空を飛び続け、市民は爆音被害と墜落の恐怖にさらされている。

本市においては 2004 年 8 月に沖縄国際大学に墜落激突炎上した CH-53D へリなど、他軍用機の訓練も日常的に繰り返され、市民の生命財産は常に危険にさらされ、その不安と恐怖は極限に達している。

2012 年 10 月の普天間基地へのオスプレイ配備に当たっては、本市議会全員で反対してきたところである。

今回の事故では、住民や搭乗員に犠牲者はでなかつたが、一歩間違えば重大事故につながる恐れもあり、特に住宅地に囲まれた普天間飛行場周辺で同様な事故が発生した場合、大惨事になることはいうまでもなく、市民に大きな衝撃と不安が広がっている。

よって本市議会は、市民・県民の尊い生命及び財産並びに安全・安心な生活を守る立場から、今回の MV-22 オスプレイの墜落事故に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

1. 同型機の飛行を即時中止し、事故原因の結果を早急に公表すること。
2. 住宅地域上空での飛行訓練を即時中止すること。
3. 普天間飛行場の 1 日も早い閉鎖返還と 5 年以内の運用停止をはじめとする危険性除去及び基地負担の軽減を早急に実現すること。
4. 日米地位協定を抜本的に改定すること。
5. 在沖米軍より沖縄県民へ謝罪すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 12 月 20 日

沖縄県宜野湾市議会

あて先：内閣総理大臣、防衛大臣、外務大臣、沖縄及び北方対策担当大臣
外務省沖縄担当大使、沖縄防衛局長